

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名 称 及 び 数 量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の 氏 名 及 び 住 所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
RI 設備保守管理業 務委託	事務部 施設課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月16日	㈱千代田テクノル大阪 営業所 大阪府吹田市江坂町2丁 目1番43号	¥2,003,100-	標題設備の製造者であり、契 約の性質又は目的が競争を許 さないため。 日本赤十字社会計規則第36条 第4項該当	
B4病棟処置室2、面 談室1エアコン取替 工事	事務部 施設課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月22日	東3冷凍機㈱ 名古屋市中村区亀島2- 12-12	¥1,276,000-	機器据え付け後の10年保証プ ランが提示でき、且つ、予定 価格が250万円を超えない工 事に該当するため。 日本赤十字社会計規則施行細 則第35条第1項第1号該当	
心臓核医学専用機 D-SPECT カードイアックス キャナシステム 保守料	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月1日	株式会社三笑堂 京都市南区上鳥羽大物 町68番地	¥4,180,000-	契約業者は契約対象物品のメ ーカーから販売特約店に指定 されており、他業者と保守契 約を締結することができない ことから、契約の性質又は目 的が競争を許さない場合に該 当するため。(日本赤十字社会 計規則第36条第4項)	

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名 称 及 び 数 量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の 氏 名 及 び 住 所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
ガンマカメラシス テム Symbia S- Series 保守料	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月1日	シーメンスヘルスケア 株式会社 京都市下京区御供石町 369番地	¥1,359,600-	契約業者が当該機器メーカー であり、他業者では対応でき ないことから、契約の性質又 は目的が競争を許さない場合 に該当するため。(日本赤十字 社会計規則第36条第4項)	
血管造影 X 線診断 装置 Allura Xper FD10(3年間)保守料	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月1日	株式会社フィリップス・ ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル	¥7,375,500-	契約業者が当機器メーカーで あり他の業者では対応できな いことから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に 該当するため。(日本赤十字社 社会計規則第36条第4項)	
血管造影 X 線診断 装置 Azurion7 20 (5年間) 保守料	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月1日	株式会社フィリップス・ ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル	¥12,705,000-	契約業者が当機器メーカーで あり他の業者では対応できな いことから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に 該当するため。(日本赤十字社 社会計規則第36条第4項)	

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名 称 及 び 数 量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随 意 契 約 を 締 結 し た 日	随意契約の相手方の 氏 名 及 び 住 所	随意契約に係る 契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	その他必要な事項 (備 考)
血管造影 X 線診断 装置 Allura Xper FD20/20 保守料	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月1日	株式会社フィリップス・ ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル	¥2,871,000-	契約業者が当機器メーカーで あり他の業者では対応できな いことから、契約の性質又は 目的が競争を許さない場合に 該当するため。(日本赤十字社 会計規則第36条第4項)	
滅菌機器一式 保守 料	事務部 調度課 京都市上京区釜座 通丸太町上ル春帯 町355番地の5	令和7年4月1日	株式会社増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋 町50番地	¥7,405,639-	当該業者は、当該機器の納入 業者であり当該業務に必要な 能力及び経験があり、迅速か つ安全に業務を遂行できる業 者であることから、契約の性 質又は目的が競争を許さない 場合に該当するため (日本赤 十字社会計規則第36条第4項)	